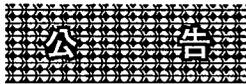


選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シルクシティーおかや  
岡谷市天竜町1-3584ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
諏訪倉庫㈱  
岡谷市郷田1-3-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
丸興工業㈱	神奈川県藤沢市長後1271	橋本信幸

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
諏訪倉庫㈱	岡谷市郷田1-3-1	小宮山利治郎

- 4 変更した年月日  
平成15年4月12日
- 5 届出年月日  
平成15年4月11日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年5月1日から平成15年9月1日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年5月2日に開催を予定していた飯綱高原都市計画区域指定案並びに同都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年5月1日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年5月1日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	(所要時間60分)

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)	6月25日(水)	午前10時から午後4時まで	上田会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年5月1日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成15年5月1日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

- 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所
技能検定員審査	知識・技能(普通) 平成15年6月6日(金) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、普通二種) 平成15年6月19日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大型) 平成15年6月3日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二) 平成15年6月5日(木) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能(普通) 平成15年6月24日(火) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能(大型二種、普通二種) 平成15年6月19日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大型) 平成15年6月17日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二) 平成15年6月20日(金) 午前9時から午後5時まで	

3 受講手続

- 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

- 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

- 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはあって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- 受講当日は、筆記用具を携行すること。

- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	6月4日(水)	午後1時から午後4時まで	大町会場	中 信
	6月11日(水)		阿南会場	南 信
	6月18日(水)		白田会場	東 信

生活保安課

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。

教習に関する知識

道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを經由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成15年5月20日（火）までとする。

## (3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員審査（普通） 20,500円

(イ) 技能検定員審査（大型又は普自二） 14,750円

(ウ) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種） 22,050円

イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員審査（普通） 12,150円

(イ) 教習指導員審査（大型又は普自二） 9,850円

(ウ) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種） 12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター（電話 026-292-2345 内線231）に行うこと。

東北信運転免許センター